



永山則夫『無知の涙』

良くも悪くも人は変わる
「死刑」は何で決まるのか？
死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

東京都荒川区南千住1-5-9 6-302

<http://sobanokaimy.coccar.jp/>

死刑の基準として有名なものに「永山基準」と呼ばれるものがあります。

1981年8月、最高裁第二小法廷が、事件当時19歳の少年だった被告に死刑判決を求めたものです。（厳密に言えば、上告中の事件に対し、東京高等裁判所の無期懲役判決を破棄して審理を東京高裁へ差し戻す判決を出したものです）

その具体的な事項は、Wikipediaでは以下のように列挙されています。

- ① 犯罪の性質
 - ② 犯行の動機
 - ③ 犯行態様（特に殺害方法の執拗性、残虐性）
 - ④ 結果の重大性（特に殺害された被害者の数）
 - ⑤ 遺族の被害感情
 - ⑥ 社会的影響
 - ⑦ 犯人の年齢
 - ⑧ 前科
 - ⑨ 犯行後の情状
- 近年増えているように思える「死刑になったかった」というような「犯行の動機」はどう評価されるのでしょうか。

★永山則夫さんのこと

少年法の改正問題とも相まって「犯人の年齢」の問題も浮上しています。「永山基準」になった永山則夫さんは事件当時19歳でした。親の育児放棄と考える幼少期の体験を経て、獄中で文字を学んだことによって多くの文学作品を執筆し、『無知の涙』と題された彼の本はベストセラーにもなりました。その印税等は本人の遺志によって「ペルーの働く子供たちへ」という基

金に使われています。

その話になると、すぐに起こる反論があります。「永山さんの不幸な生い立ちにはわかったし、同情もします。立派に更生されたことにも感心します。けれど、同じような境遇で育った人がみんな同じ生き方をしてしまうわけではないでしょう？」と。それも一理ありそうです。

このボタンをこう組み合わせれば必ず死刑になる、ということにはなりません。ひとつひとつのボタンの色も様々なグラデーションに満ちているのですから。

良くも悪くも人は変わるでしょう。でも軽々しく将来に渡ってまで「更生の余地はない」などと決めつけられるものではないと思います。

★再審法改正をめざして

現在、冤罪の犠牲者やこの国の司法の姿に疑問を持つ人々により「再審法改正をめざす市民の会」が作られ、再審制度の見直しが強く求められています。具体的には、検察の持つ全証拠の開示をはじめ、再審請求に対する検察による上訴の禁止などが求められています。確かにこうした制度であれば、袴田巖さんはかまたいわたも早々に雪冤を果していたでしょう。そもそも冤罪自体が起らないで済んだのかもしれない。

「死刑か無期か」ということの前には「本当に犯人なのか、無実ではないのか」という問題もあります。その判断にもたくさんのグラデーションを持ったボタンが待ち構えています。誰が確信を持って押すことができるでしょうか。（J）